



第5章 計画の推進

1 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

子ども・子育て支援法に基づく各種施策の実施にあたっては、以下の事項に留意して推進します。

(1) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進 ●●●●●●●●



保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けられる認定こども園の普及に向けて、各事業所の意向を確認しながら、幼稚園等の既存施設の認定こども園への移行を推進し、幼児期における教育・保育の一体的な提供及び推進に努めます。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について ●●

基本目標1(3)「教育・保育の質の向上」で示した方向性に基づき、幼児の発達や学びの連続性が保障されるよう、幼稚園や保育園等と小学校との円滑な接続に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ●●●●

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園や保育園等の利用料に対する給付として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この新たな給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き、当該制度の周知を行っていくほか、対象となる施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行っていきます。

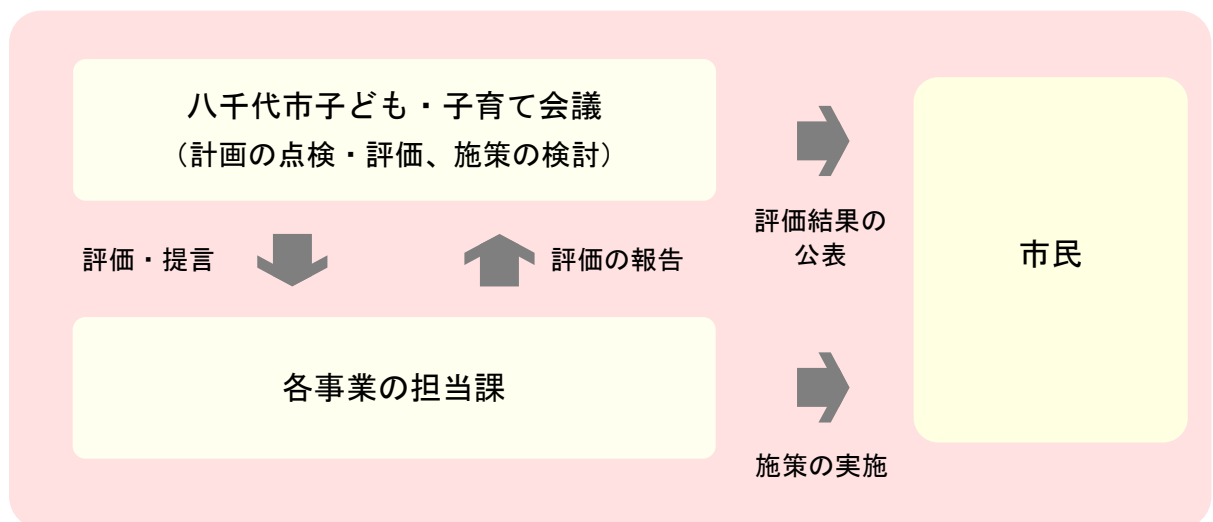
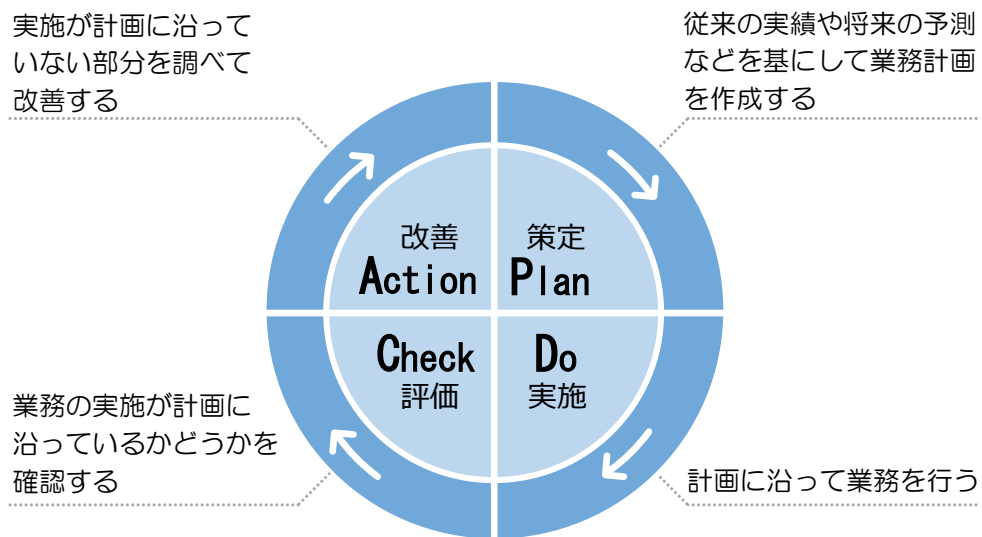
2 計画の進捗管理と推進体制

(1) 計画の進捗管理 ●●●●●●●●

本計画は、PDCA サイクル*に基づき、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を公表します。

また、点検・評価にあたっては、毎年度、各事業の担当課で、施策の実施状況についての評価を行い、さらにその評価結果を「八千代市子ども・子育て会議」において、点検、評価することで、適切な進行管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ



(2) 地域社会との協働 ●●●●●●●●

本計画を推進し、「すべての子どもが健やかに育ち、誰もが子育てしたいと思うまち」を実現していくためには、行政組織だけでなく、地域住民やボランティア、民間企業等の地域社会との連携、そして、協働と参画が必要です。

そのため、施策を展開していく中で、地域との交流の機会を捉え、子育てへの理解を深める啓発を行っていくとともに、地域社会に対して積極的に情報提供を行い、参画を求めていくことで、子どもや子育てを地域社会全体で支える機運を醸成していきます。